

平成31年

第1回市議会定例会 議案第56号

函館市電車乗車料金条例の一部改正について

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ウ中「240円」を「250円」に改め、同号エ中「250円」を「260円」に改め、同項第2号ウ中「120円」を「130円」に改め、同条第5項第1号中「19,000円」を「20,000円」に改める。

別表中「10,130円」を「10,320円」に、「10,570円」を「10,770円」に、「28,880円」を「29,410円」に、「30,120円」を「30,690円」に、「54,700円」を「55,730円」に、「57,080円」を「58,160円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「7,500円」を「7,640円」に、「20,520円」を「20,890円」に、「21,380円」を「21,770円」に、「38,880円」を「39,580円」に、「40,500円」を「41,260円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「3,750円」を「3,820円」に、「10,260円」を「10,460円」に、「10,690円」を「10,890円」に、「19,440円」を「19,820円」に、「20,250円」を「20,630円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の函館市電車乗車料金条例の規定に

より発行された通用期間を定めた乗車券は，改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い，電車の乗車料金について消費税等相当分を改定するため